

令和5年度 公文書開示状況（令和5年5月決定分）

福祉保健局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。
 - 7条1号 法令秘情報
 - 7条2号 個人情報
 - 7条3号 事業活動情報
 - 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
 - 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
 - 7条6号 行政運営情報
 - 7条7号 任意提供情報
 - 7条8号 特定個人情報
 - 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 5. 2	R5. 5. 15	令和５年度定期購読図書類年間登録一覧表（福祉保健局保有分）		1															福祉保健局総務部総務課
2	R5. 3. 31	R5. 5. 30	令和元年度から令和３年度までに指導検査を実施した無料低額宿泊所の実地検査指導事項票（宿泊所）及び実地検査結果通知書	955	1															福祉保健局指導監査部指導第二課
3	R5. 3. 31	R5. 5. 30	令和元年度から令和３年度までに指導検査を実施した無料低額宿泊所の実地検査指導事項票（宿泊所）及び実地検査結果通知書	114		1					1	1							（７条２号） ・個人に関する情報で特定の個人を識別することが出来るものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （７条３号） ・法人内部の具体的な業務等に関する情報であり、公にすることで法人の競争上・その他社会的地位が損なわれるため。	福祉保健局指導監査部指導第二課
4	R5. 4. 17	R5. 5. 1	診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年３月１日から同月31日までに、廃止の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
5	R5. 4. 20	R5. 5. 1	施術所台帳（あはき）（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年４月20日現在、開設の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
6	R5. 4. 10	R5. 5. 8	診療所・歯科診療所、歯科技工所、施術所（あはき・柔整）、助産所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所、多摩立川保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内）（令和５年３月31日現在、開設の届出を受けている施設 診療所・歯科診療所、歯科技工所、施術所（あはき・柔整）、助産所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所、多摩立川保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内）（令和５年３月31日現在、廃止の届出を受けている施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
7	R5. 4. 10	R5. 5. 8	薬局、店舗販売業、卸売販売業、医薬品特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所、多摩立川保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内）（令和５年３月31日現在、開設の届出を受けている施設 薬局、店舗販売業、卸売販売業、医薬品特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所、多摩立川保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内）（令和５年３月31日現在、廃止の届出を受けている施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
8	R5. 4. 10	R5. 5. 8	理容所、美容所、クリーニング所、旅館施設（ホテル、簡易宿泊含む）、公衆浴場、興行場台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内）（令和５年３月31日現在、開設を確認した施設 理容所、美容所、クリーニング所、旅館施設（ホテル、簡易宿泊含む）、公衆浴場、興行場台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内）（令和５年３月31日現在、廃止の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部保健政策課
9	R5. 4. 26	R5. 5. 9	診療所台帳（多摩府中保健所管内における、下記施設の①施設名称、②施設所在地、③廃止年月日及び④廃止届出日に限る。） 施設名：〇〇 住 所：〇〇	1	1															福祉保健局多摩府中保健所企画調整課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
10	R5. 5. 8	R5. 5. 12	歯科診療所台帳（多摩府中保健所管内における、以下の施設に係る令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 5 月 8 日までの管理者名に限る。） 施設名：〇〇 住 所：〇〇	2	1														福祉保健局多摩府中保健所企画調整課
11	R5. 4. 25	R5. 5. 15	診療所及び歯科診療所休止届（多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 3 月28日から令和 5 年 4 月25日までに休止届出書を受理した施設		1														福祉保健局保健政策部保健政策課
12	R5. 4. 25	R5. 5. 15	一般診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 3 月28日から令和 5 年 4 月25日までに、新規に開設の届出を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 3 月28日から令和 5 年 4 月25日までに、廃止届（開設者死亡届も含む）及び再開届を受理している施設		1														福祉保健局保健政策部保健政策課
13	R5. 4. 25	R5. 5. 15	薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 3 月28日から令和 5 年 4 月25日までに、新規に開設を許可した施設 薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 3 月28日から令和 5 年 4 月25日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設		1														福祉保健局保健政策部保健政策課
14	R5. 5. 1	R5. 5. 15	理容所、美容所及び旅館施設台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）令和 5 年 4 月 1 日から同月30日まで に、新規に営業を確認又は許可した施設		1														福祉保健局保健政策部保健政策課
15	R5. 5. 11	R5. 5. 15	理容所台帳、美容所台帳（東久留米市及び西東京市において、令和 5 年 3 月10日から令和 5 年 5 月11日までに新規に営業を確認した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名、⑤確認年月日、⑥法人代表者名）	2	1														福祉保健局多摩小平保健所企画調整課
16	R5. 5. 1	R5. 5. 19	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 4 月 1 日から同月30日までに、開設の届出を受けた施設		1														福祉保健局保健政策部保健政策課
17	R5. 5. 1	R5. 5. 19	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 4 月 1 日から同月30日までに、新規に営業を確認した施設		1														福祉保健局保健政策部保健政策課
18	R5. 5. 1	R5. 5. 19	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所）（令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 4 月30日までに、開設を許可又は確認している施設		1														福祉保健局保健政策部保健政策課
19	R5. 5. 1	R5. 5. 19	食品関係営業台帳（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月30日までに新規に営業の許可を受けた施設		1														福祉保健局保健政策部保健政策課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
20	R5. 5. 1	R5. 5. 19	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月30日までに新規に開設届を受理した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
21	R5. 5. 1	R5. 5. 19	薬局台帳（武蔵野市（多摩府中保健所））（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月30日までに新規に開設の許可を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
22	R5. 5. 1	R5. 5. 19	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（国分寺市（多摩立川保健）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所）（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月30日までに新規に開設を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
23	R5. 5. 1	R5. 5. 22	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和 5 年 4 月 1 日から同月30日までに、新規に廃止又は休止の届出（開設者死亡届を含む。）を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和 5 年 4 月 1 日から同月30日までに、新規に開設又は再開の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
24	R5. 5. 1	R5. 5. 22	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和 5 年 4 月 1 日から同月30日までに、新規に廃止又は休止の届出を受けた施設 薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和 5 年 4 月 1 日から同月30日までに、新規に許可又は再開をした施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
25	R5. 5. 8	R5. 5. 19	施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月30日までに新規に開設の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
26	R5. 5. 8	R5. 5. 19	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）における令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月30日までに新規に営業を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
27	R5. 5. 11	R5. 5. 22	(1) 南多摩保健所管内における診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和 5 年 5 月11日現在、開設の届出を受けている施設 (2) 南多摩保健所管内における診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和 4 年 5 月11日から令和5年5月11日までに休廃止の届出を行った施設		1															福祉保健局南多摩保健 所企画調整課
28	R5. 5. 11	R5. 5. 22	南多摩保健所管内の薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳、高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳のうち、令和 5 年 5 月11日現在、開設の許可を受けている施設		1															福祉保健局南多摩保健 所企画調整課
29	R5. 5. 8	R5. 5. 22	食品関係営業台帳（飲食店営業）における令和 5 年 5 月 8 日現在、営業の許可を受けている施設及び届出を受けている集団給食届出施設		1										1				食品関係営業台帳には、食品衛生法に基づく給食の営業施設の営業所所在地等が記載されているが、これを公開することで行政運営に支障を来すおそれがある施設が含まれており、このことが条例第 7 条第 6 号に該当するため。	福祉保健局保健政策部 保健政策課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
30	R5. 5. 9	R5. 5. 23	食品関係営業台帳			1									1				食品関係営業台帳には、食品衛生法又は東京都食品製造業等取締条例に規定する集団給食営業施設の営業所所在地等が記載されているが、これを公開することで行政運営に支障を来すおそれがある施設が含まれており、このことが条例第 7 条第 6 号に該当するため。	福祉保健局保健政策部 保健政策課
31	R5. 5. 9	R5. 5. 23	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和 5 年 4 月 1 日から同月 30 日までに開設を確認した施設 理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和 5 年 4 月 1 日から同月 30 日までに廃止の届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
32	R5. 5. 22	R5. 5. 24	診療所台帳（多摩府中保健所管内において、令和 5 年 5 月 22 日現在までに届出がある施設（ただし、多摩地域検査センター及び廃業は除く。）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤診療科目及び⑥開設年月日に限る。）		1															福祉保健局多摩府中保健所企画調整課
33	R5. 5. 22	R5. 5. 25	卸売販売業台帳（多摩府中保健所管内の府中市において、令和 5 年 5 月 22 日現在までに営業の許可を受けた施設（ただし廃業は除く）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤許可番号、⑥初回許可年月日、⑦許可年月日及び⑧許可満了日）		1															福祉保健局多摩府中保健所企画調整課
34	R5. 5. 15	R5. 5. 25	診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 4 月 1 日から同月 30 日までに、廃止の届出を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 4 月 1 日から同月 30 日までに、新規に開設の届出を受けている施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
35	R5. 5. 15	R5. 5. 25	薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 4 月 1 日から同月 30 日までに、廃止届を受理している施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和 5 年 4 月 1 日から同月 30 日までに、新規に開設を許可している施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
36	R5. 5. 17	R5. 5. 25	美容所台帳（東村山市において、令和 5 年 5 月 17 日現在、営業を確認している施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④施設所在地の郵便番号、⑤営業者名、⑥法人代表者名、⑦法人電話番号）	4	1															福祉保健局多摩小平保健所企画調整課
37	R5. 5. 16	R5. 5. 29	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所）（令和 5 年 5 月 1 日から令和 5 年 5 月 15 日までに、開設を許可又は確認している施設	1	1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
38	R5. 4. 26	R5. 5. 8	「東京都おこめクーポン」令和 4 年家計急変世帯の手続き書に関する書類一式	5	1															福祉保健局生活福祉部 計画課
39	R5. 4. 20	R5. 5. 1	中野区福祉事務所が生活保護の準用による措置者用の一時扶助申請書様式を令和元年度から令和 3 年度まで作成しなかった根拠					1											当該公文書は、東京都福祉保健局生活福祉部保護課において作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局生活福祉部 保護課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
40	R5. 4. 20	R5. 5. 1	アイ面ウ 福祉保健局生活福祉部保護課保護担当 令和元年 5 月 28 日付け「開示請求内容の確認（補正）につきまして」 アを作成する契機となった、任意の様式を用いて作成された、令和元年 5 月 14 日付けの、東京都知事を名宛人とする、開示請求書と題する書 イの郵送に用いられた封筒						1										当該公文書は、保存期間 1 年又は 1 年未満の公文書であり、 文書保存期間を経過し、既に廃棄されているため存在しない。	福祉保健局生活福祉部 保護課
41	R5. 5. 1	R5. 5. 15	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日）に記載のある個人情報の保護に関する法律第 28 条第 4 項から生活保護法第 50 条、指定医療機関医療担当規定第 7 条、第 10 条を除外する根拠。						1										当該公文書は、東京都福祉保健局生活福祉部保護課において 作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局生活福祉部 保護課
42	R5. 5. 11	R5. 5. 22	【医療】指定機関名簿(令和 5 年 3 月決定分)	1209		1					1								特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別 できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を 害するおそれがある情報であるため。	福祉保健局生活福祉部 保護課
43	R5. 4. 20	R5. 5. 2	開示請求書に係る内容確認について	1					1										当該公文書は、保存期間 1 年又は 1 年未満の公文書であり、 文書保存期間を経過し、既に廃棄されているため存在しない。	福祉保健局生活福祉部 地域福祉課
44	R5. 3. 20	R5. 5. 19	○令和 3 年度生活困窮者自立支援制度に関する事業実施状況調査＜01_共通項目＞シート集計表 ○令和 3 年度生活困窮者自立支援制度に関する事業実施状況調査＜02_職員配置＞シート集計表 ○令和 3 年度生活困窮者自立支援制度に関する事業実施状況調査＜03_事業別項目（自立相談支援事業のみ）＞シート集計表			1									1				当該内容は外部への公表を前提としておらず、公にすること により、本事業の調査等について他自治体の今後の協力を得 られないおそれがあり、都の事務の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるため	福祉保健局生活福祉部 地域福祉課
45	R5. 3. 8	R5. 5. 2	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課女性福祉担当等が担当し、委託した「東京都若年被害女性等支援事業」に関し、「〇〇」に関する全 資料・書類を過去年度～現年度分全て	2593	1															福祉保健局少子社会対 策部育成支援課
46	R5. 3. 8	R5. 5. 2	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課女性福祉担当等が担当し、委託した「東京都若年被害女性等支援事業」に関し、「〇〇」に関する全 資料・書類を過去年度～現年度分全て			1					1	1	1		1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある と認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位 その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められる ため。 4号：公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全 と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対 策部育成支援課
47	R5. 3. 8	R5. 5. 2	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課女性福祉担当等が担当する「東京都若年被害女性等支援事業」に対し、 ・〇〇 ・〇〇 に関する全資料、書類を過去年度～現年度分全て 〇〇に関してヨガやアロマセラピーが若年被害女性等支援事業に関し、何の効果があるのかが分かる科学的・医学的な根拠資料。	4951	1															福祉保健局少子社会対 策部育成支援課
48	R5. 3. 8	R5. 5. 2	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課女性福祉担当等が担当する「東京都若年被害女性等支援事業」に対し、 ・〇〇 ・〇〇 に関する全資料、書類を過去年度～現年度分全て 〇〇に関してヨガやアロマセラピーが若年被害女性等支援事業に関し、何の効果があるのかが分かる科学的・医学的な根拠資料。			1					1	1	1		1				2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある と認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位 その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められる ため。 4号：公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全 と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対 策部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
49	R5. 3. 8	R5. 5. 2	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課女性福祉担当等が担当する「東京都若年被害女性等支援事業」に対し、 ・○○ ・○○ に関する全資料、書類を過去年度～現年度分全て ○○に関してヨガやアロマセラピーが若年被害女性等支援事業に関し、何の効果があるのかが分かる科学的・医学的な根拠資料。					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
50	R5. 3. 7	R5. 5. 2	○○のサイトの「令和３年度会計報告に関する東京都の再調査結果を受けた声明」と題した文書の2. に関して、給与総額22,479,576円の全額が都 が委託した支援事業のために発生した給与であると東京都が確認した文書。 当該確認の意味があれば、東京都若年被害女性等支援事業の監査勧告に基づく措置の別紙でも可。 ※担当部署：少子社会対策部育成支援課					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
51	R5. 3. 6	R5. 5. 2	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査」 に関して作成し、または取得した公文書のすべてと、当該監査における監査委員の勧告に基づき講じた措置に関して作成し、または取得した公文 書のすべて					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
52	R5. 3. 6	R5. 5. 2	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査」 に関して作成し、または取得した公文書のすべてと、当該監査における監査委員の勧告に基づき講じた措置に関して作成し、または取得した公文 書のすべて					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
53	R5. 3. 16	R5. 5. 2	東京都若年被害女性等支援事業の監査勧告に基づく措置の別紙の「（１）人件費（職員の給与）」にある賃金台帳等で東京都が確認した職員の給 与総額 22,479,576円は、支援事業に少しでも携わった職員の給与総額であって、全額が委託した支援事業従事に対する給与でないことを意味する文書。 当該の意味があれば勧告措置の別紙でも可。 ※担当部署：少子社会対策部育成支援課					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
54	R5. 3. 10	R5. 5. 9	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課の所管する事業について、地方議会若しくは地方議会議員個人や政党により行われた視察・照会等の 文書記録の全て（起案や收受文書等も含む。）。					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
55	R5. 3. 10	R5. 5. 9	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課の所管する事業について、地方自治体や国の機関等などほかの行政機関により行われた視察・照会等 の文書記録の全て（起案や收受文書等も含む。）。					1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
56	R5. 3. 14	R5. 5. 12	とうきょうママパパ応援事業区市町村交付申請額・実績報告額に関する情報及び東京都出産応援事業のポイント交換実績情報 １　とうきょうママパパ応援事業の全事業に係る令和３年度及び令和４年度交付申請・実績報告のうち区市町村の支出科目が分かる資料・令和５ 年度東京都予算額 ２　東京都出産応援事業における都内全体の商品別交換実績 ３　東京都出産応援事業における区市町村別ポイント交換実績	4138		1					1		1						2号：対象職員の保有個人情報にあたるため 4号：公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼす恐れがあるため	福祉保健局少子社会対策部家庭支援課
57	R5. 3. 14	R5. 5. 12	とうきょうママパパ応援事業区市町村交付申請額・実績報告額に関する情報及び東京都出産応援事業のポイント交換実績情報 １　とうきょうママパパ応援事業の全事業に係る令和３年度及び令和４年度交付申請・実績報告のうち区市町村の支出科目が分かる資料・令和５ 年度東京都予算額 ２　東京都出産応援事業における都内全体の商品別交換実績 ３　東京都出産応援事業における区市町村別ポイント交換実績					1												福祉保健局少子社会対策部家庭支援課
58	R5. 3. 19	R5. 5. 18	平成30年度、平成31年度及び令和３年度の東京都若年被害女性支援（モデル）事業受託事業者評価委員会において、次年度の契約にあたり、「地 方自治法の随意契約の必要性」及び「既存団体が特命理由の基準にそっていること」を吟味した一切の文書・メール。 なお、「令和４年度の契約について」、「随意契約とする」といった文言等、既存団体の評価とは関係なく次年度契約を随意契約とすることを適 示している部分は開示すること。	83		1					1				1			2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれ があると認められるため。 6号：公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
59	R5. 3. 19	R5. 5. 18	平成30年度、平成31年度及び令和3年度の東京都若年被害女性支援（モデル）事業受託事業者評価委員会の関係資料（議事録含む）の内、「随意契約」「随契」等の地方自治法の随意契約を具体的に適示する単語が記載されている一切の文書・メール。 なお、単語部分だけでも開示するものとし、「適格性」には当該の意味はなく対象外とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号					
68	R5. 3. 28	R5. 5. 26	若年被害女性等支援事業に関わる、指導や改善のために発受された2022/11/2～2023/2/28まで文書の一切。 文書の発行元、発行先は福祉保健局に限らない。					1															福祉保健局少子社会対策部育成支援課
69	R5. 4. 5	R5. 5. 26	福祉保健局所管事業の『若年被害女性等支援事業』における令和４年度事業において、当該予算の戻入手続きを行っていた場合、手続きに用いた書類の全て。					1															福祉保健局少子社会対策部育成支援課
70	R4. 4. 28	R5. 5. 10	・ 令和５年４月25日付け５福保障精第174号 改善命令書	3	1																		福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
71	R5. 5. 1	R5. 5. 15	・ 令和５年３月10日 ○○における虐待が疑われる事案等に関する調査 ・ 令和５年４月25日 改善命令書 ・ 令和５年４月25日 医療法人社団○○への改善命令について ・ 令和５年４月25日 医療法人社団○○への改善命令について 別紙根拠法令 ・ 令和５年２月24日 精神保健福祉に関する法律第38条の６に基づく立入検査の実施について ・ 令和５年３月10日 精神保健福祉に関する法律第38条の６に基づく立入検査の実施について ・ 令和５年４月７日 ○○における虐待が疑われる事案等に関する調査 調査結果について ・ 令和５年２月15日 ○○への臨時立入検査について ・ 令和５年２月24日 医療法人社団○○ 臨時立入検査記録 ・ 令和５年３月10日 医療法人社団○○ 臨時立入検査復命	17	1																		福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
72	R5. 5. 1	R5. 5. 15	・ 令和５年３月10日 ○○における虐待が疑われる事案等に関する調査 ・ 令和５年４月25日 改善命令書 ・ 令和５年４月25日 医療法人社団○○への改善命令について ・ 令和５年４月25日 医療法人社団○○への改善命令について 別紙根拠法令 ・ 令和５年２月24日 精神保健福祉に関する法律第38条の６に基づく立入検査の実施について ・ 令和５年３月10日 精神保健福祉に関する法律第38条の６に基づく立入検査の実施について ・ 令和５年４月７日 ○○における虐待が疑われる事案等に関する調査 調査結果について ・ 令和５年２月15日 ○○への臨時立入検査について ・ 令和５年２月24日 医療法人社団○○ 臨時立入検査記録 ・ 令和５年３月10日 医療法人社団○○ 臨時立入検査復命			1						1		1	1	1					東京都情報公開条例第７条第２号に該当 東京都情報公開条例第７条第４号に該当 東京都情報公開条例第７条第５号に該当 東京都情報公開条例第７条第６号に該当		福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
73	R5. 5. 2	R5. 5. 15	・ 令和５年２月15日 ○○への臨時立入検査について ・ 令和５年２月24日 医療法人社団○○ 臨時立入検査記録 ・ 令和５年３月10日 医療法人社団○○ 臨時立入検査復命	6		1						1		1	1	1					東京都情報公開条例第７条第２号に該当 東京都情報公開条例第７条第４号に該当 東京都情報公開条例第７条第５号に該当 東京都情報公開条例第７条第６号に該当		福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課
74	R5. 5. 10	R5. 5. 24	・ 令和５年３月10日 ○○における虐待が疑われる事案等に関する調査 ・ 令和５年４月25日 改善命令書 ・ 令和５年４月25日 医療法人社団○○への改善命令について ・ 令和５年４月25日 医療法人社団○○への改善命令について 別紙根拠法令 ・ 令和５年２月24日 精神保健福祉に関する法律第38条の６に基づく立入検査の実施について ・ 令和５年３月10日 精神保健福祉に関する法律第38条の６に基づく立入検査の実施について ・ 令和５年５月９日 医療法人社団○○からの改善計画の提出について ・ 令和５年５月９日 報告書 ・ 令和５年４月７日 ○○における虐待が疑われる事案等に関する調査 調査結果について ・ 令和５年２月15日 ○○への臨時立入検査について ・ 令和５年２月24日 医療法人社団○○ 臨時立入検査記録 ・ 令和５年３月10日 医療法人社団○○ 臨時立入検査復命	21	1																		福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
75	R5. 5. 10	R5. 5. 24	・ 令和5年3月10日 ○○における虐待が疑われる事案等に関する調査 ・ 令和5年4月25日 改善命令書 ・ 令和5年4月25日 医療法人社団○○への改善命令について ・ 令和5年4月25日 医療法人社団○○への改善命令について 別紙根拠法令 ・ 令和5年2月24日 精神保健福祉に関する法律第38条の6に基づく立入検査の実施について ・ 令和5年3月10日 精神保健福祉に関する法律第38条の6に基づく立入検査の実施について ・ 令和5年5月9日 医療法人社団○○からの改善計画の提出について ・ 令和5年5月9日 報告書 ・ 令和5年4月7日 ○○における虐待が疑われる事案等に関する調査 調査結果について ・ 令和5年2月15日 ○○への臨時立入検査について ・ 令和5年2月24日 医療法人社団○○ 臨時立入検査記録 ・ 令和5年3月10日 医療法人社団○○ 臨時立入検査復命			1					1		1	1	1			東京都情報公開条例第7条第2号に該当 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 東京都情報公開条例第7条第5号に該当 東京都情報公開条例第7条第6号に該当	福祉保健局障害者施策 推進部精神保健医療課	
76	R5. 5. 15	R5. 5. 29	・ 令和5年5月9日 医療法人社団○○からの改善計画の提出について ・ 令和5年5月9日 報告書	4	1														福祉保健局障害者施策 推進部精神保健医療課	
77	R5. 5. 15	R5. 5. 29	・ 令和5年5月9日 医療法人社団○○からの改善計画の提出について ・ 令和5年5月9日 報告書			1					1		1						東京都情報公開条例第7条第2号に該当 東京都情報公開条例第7条第4号に該当	福祉保健局障害者施策 推進部精神保健医療課
78	R5. 3. 8	R5. 5. 1	2022年12月から行われている○○(住所：○○)における特定動物の飼養・保管許可に係る以下の書類（申請書類だけでなく変更届、移動届、増減届等の関連書類や立入検査の記録、苦情・指導の記録なども含む） (1) 4 動相多第563号特定動物飼養・保管許可申請書 (2) 4 動相多第565号特定動物飼養・保管許可申請書 (3) 特定動物管轄区域外飼養・保管通知書 (4) 特定飼養施設外飼養・保管届出書 (5) 特定動物飼養・保管数増減届出書 (6) 指導日付・指導内容 (7) 苦情等受理処理票	94		1					1	1	1		1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 都の動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務の情報であって、公にすることにより、関与者との信頼関係が損なわれ相談事務等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局健康安全部 動物愛護相談センター 多摩支所
79	R5. 4. 20	R5. 5. 2	令和5年3月16日～令和5年4月15日の間に免許を受けた麻薬管理者がいる麻薬業務所の名称、所在地および免許年月日 令和5年3月16日～令和5年4月15日の間に麻薬管理者が業務廃止届を提出した麻薬業務所の名称、所在地および業務廃止年月日 ただし、令和5年4月15日までに業務廃止届が提出されたもの		1														福祉保健局健康安全部 薬務課	
80	R5. 4. 29	R5. 5. 11	令和5年3月末あるいは入手可能な最新時点における、東京都薬局機能情報提供システム（tー薬局いんふお）に掲載の次の情報。・名称・開設者名・所在地・電話番号・薬剤師数・延べ患者数（実数）。Excel形式でCD-ROMあるいはメール送付での提供希望。		1														福祉保健局健康安全部 薬務課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
81	R5. 3. 23	R5. 5. 19	1 「〇〇」の医薬部外品製造販売承認申請書 (製造販売業者：〇〇) 2 「〇〇」の医薬部外品製造販売承認申請書 (製造販売業者：〇〇) 3 「〇〇」の医薬部外品製造販売承認申請書 (製造販売業者：〇〇) 4 「〇〇」の医薬部外品製造販売承認申請書 (製造販売業者：〇〇)	18		1		1			1	1	1						公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 当該法人が公にしていない情報であり、当該情報を明らかにすることにより、第三者のなりすましや問合せの増加による法人の事業遂行に支障を来すおそれがあり、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。 製造方法、規格、製品の特性などを推測することができる情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による製造が容易となる等、当該法人の商品開発等の競争上の地位が損なわれると認められるため	福祉保健局健康安全部 薬務課
82	R5. 4. 10	R5. 5. 30	(1) 第一種動物取扱業者登録台帳 対象の時期：令和5年4月18日現在で保有しているもの (ただし、保存年限を過ぎたものは除く。) (2) 廃業等届出書 対象の時期：令和5年3月31日現在で保有しているもの (ただし、保存年限を過ぎたものは除く。) (上記文書で以下の項目がわかるもの) 施設名称、施設所在地、施設電話番号、申請者名、開設年月日、廃業届日、業務種別	2	1															福祉保健局健康安全部 動物愛護相談センター
83	R5. 5. 16	R5. 5. 30	はしかウイルスは存在すると科学的に証明できる科学論文と科学的根拠のある実験方法					1											本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策 部防疫・情報管理課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが 1 件あります。